

報告事項 1

損害賠償請求事件について

このことについて、損害賠償請求事件の訴訟提起がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成29年5月11日

教 職 員 課

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告 県立高等学校の卒業生

被告 愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金 427 万 1830 円及びこれに対する平成 26 年 12 月 25 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事件の概要

(1) 事件の経過

原告は、平成 26 年 12 月 25 日当時、県立高校の 3 年生であり、同校の陸上部に所属するハンマー投げの選手であった。

同日、原告がハンマー投げ練習場にある防護ネット外側の待機場所で後輩部員の投擲を見ていたところ、当該後輩の投げようとしていたハンマーのワイヤーが切れ、ヘッド部分が防護ネットをすり抜けて原告の左足に直撃した。当該事故により、原告は距骨離断性軟骨炎、左脛骨遠位端骨折の怪我を負い、手術・入院することとなった。

(2) 主張の内容

- ① 原告は、国家賠償法 2 条につき①ハンマーの管理が不十分であったこと、②防護ネットは手作りの簡素なものが設置されていたに過ぎず、管理が不十分であったことの 2 点が公の営造物の設置又は管理の瑕疵にあたり、また、同法 1 条について、陸上部顧問の教諭には、③適切に防護用ネットを設置し、管理する義務、④用器具を定期的に観察し、修理・交換を指示する義務、⑤部員に対し、適切な待機場所を指示する義務の懈怠があったものとして過失を主張している。
- ② 上記事故により、損害(精神的苦痛に対する慰謝料 350 万円、交通費約 31 万円、保護者の付添費用約 10 万円、弁護士費用 35 万円)が生じたものとして、国家賠償法 1 条及び 2 条により 427 万 1830 円の損害賠償を請求している。なお、治療費については既に高校から支払済みであるとして、請求していない。

4 第 1 回口頭弁論期日

平成 29 年 5 月 18 日 (木) 午後 1 時 10 分